

令和7年度以降における「物品製造等」の 有資格業者名簿に関するお知らせ

令和6年12月18日 独立行政法人水資源機構

水資源機構における「物品製造等」の有資格業者名簿については、令和7年3月31日を有効期限の満了日としていたところですが、このたび有効期限を延長することといたしました。

つきましては、現在「物品製造等」の有資格業者認定を受けておられる場合は、改めて申請手続きを行っていただく必要はありません。

なお、新たに業者登録を希望される場合や、業種の変更や削除等の対応につきましては、引き続き随時認定で対応いたしますので、詳しくは下記をご参照ください。

○令和5・6年度一般競争参加資格について（スケジュール）【今年度中の認定】

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0506schedule.html>

○令和7・8年度一般競争参加資格について（スケジュール）【次年度以降の認定】

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0708schedule.html>

○申請書等の提出要領及び提出様式

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0708yoryo-yoshiki.html>